

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療の保険証は郡上市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人（認定を受けようとするときは届け出が必要）に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和3年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は現在の青みがかった色から赤みがかった色に変わります。

《7月31日まで・青みがかった色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和3年7月31日
住所	郡上市〇〇〇
氏名	広域 太郎
性別	〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和2年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・赤みがかった色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和4年7月31日
住所	郡上市〇〇〇
氏名	広域 太郎
性別	〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和3年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

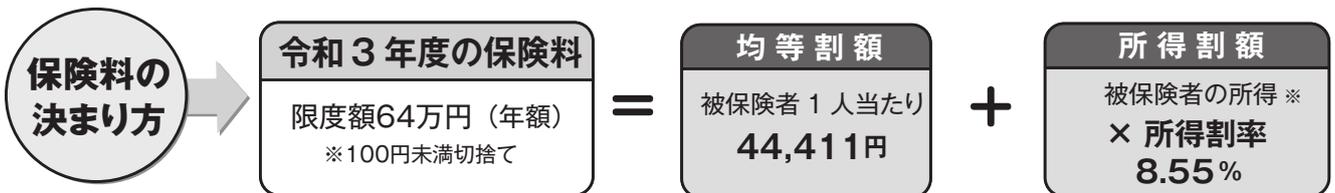


※古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。

●令和3年度の保険料額が決定しました。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。令和3年度の保険料は令和2年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。



※所得＝総所得金額等－43万円（基礎控除額）

●保険料の納め方について

- ①【特別徴収】年金からのお支払い
年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。
- ②【普通徴収】口座振替や納付書によるお支払い
特別徴収とならない人は、郡上市から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

●保険料のお支払いが難しいとき

保険年金課では、保険料の納付に関する相談を受付けています。失業や災害などで納付が困難な場合は早めにご相談ください。

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。希望される人は、保険年金課にお問い合わせください。

●令和3年度の保険料軽減措置について

次の①②の条件に該当される人は、保険料が軽減されます。

①保険料「均等割額」の軽減

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の令和2年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	「43万円+10万円×（年金・給与所得者等※の数-1）」以下
5割軽減	「43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数等の数-1）」以下
2割軽減	「43万円+52万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者等の数-1）」以下

※給与所得者等とは…一定の給与所得がある人（給与収入55万円超）または公的年金等に係る所得がある人（公的年金等の収入金額が、65歳以上で110万円を超える人または65歳未満で60万円を超える人）

（注）均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の人のみ適用）を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険の被扶養者であった人の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険※の被扶養者であった人は、所得割額の負担はなく、均等割額の軽減割合が制度に加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります。なお、所得が低い人に対する軽減にも該当する人は、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）

ぎふ・さわやか口腔健診について お口は体の玄関！お口の健康は体の健康！



市では、後期高齢者医療制度に加入されている人を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。この健診では、お口の機能の検査を行います。お口の健康を維持することで、お口の中の細菌や食べ物が誤って気管に入ることによって起こる肺炎を予防するなど、健康増進を図ることができます。

受診を希望される人は、後期高齢者医療被保険者証を持参のうえ、次の市内歯科医院へ直接申込みください。

期間：令和3年6月～12月（※年内診療最終日まで）

費用：自己負担金300円（※舌や飲み込む力の実測検査をしない場合は200円）

【八幡】白木屋歯科医院 TEL67-1166
畑佐歯科医院 TEL65-2533

寛歯科医院 TEL65-3188
俊歯科医院 TEL66-0186

たかはし歯科 TEL65-6480
はるこま歯科医院 TEL65-6612

【大和】岩谷歯科医院 TEL88-4155
さくら歯科医院 TEL88-1108

【白鳥】曾我歯科医院 TEL82-4788 田代歯科医院 TEL82-2230
中村歯科医院 TEL82-4262 西村歯科医院 TEL82-4433

【美並】太田歯科医院 TEL79-3771

【和良】国保和良歯科診療所 TEL77-4008

問 健康福祉部保険年金課 ☎ 67-1822